

早川弘道先生を偲ぶ

比較法研究所所長 田 口 守 一

早稲田大学法学学術院教授の早川弘道先生が、2011年1月15日に、ご逝去された。まだ、63歳であった。早稲田大学にとってのみならず、学界としても社会主義法の専門家を失うこととなり、誠に痛恨の極みである。

早川先生は、早稲田大学比較法研究所にとっても特別の存在であった。先生は、2008年9月、比較法研究所の第16代所長に就任され、2010年9月までその任期を全うされた。その間、すでにお体の調子が十全ではなかったと思われるが、比較法研究所の研究事業に意欲的に取り組んで下さったのである。しかし、早川先生が、比較法研究所の所長を務められたのには十分な理由があった。比較法研究所には、早稲田大学内外の先生方から構成されるいくつかの共同研究グループが置かれているが、早川先生は、以前から、その中の1つである「旧ソ連・東欧諸国における体制転換と法」の共同研究グループを組織し、その研究代表者として研究グループを牽引してこられた。そして、2007年には、この共同研究を発展的に解消させて、新たに「1956年問題の総合的研究」と題する新たな共同研究グループを立ち上げられた。このようにして、これまで意欲的に比較法研究を推進してこられた早川先生が研究所の所長に就任されたのは、誠に自然な流れであった。

比較法研究所の所長となられた後は、研究所のプロジェクトとして、「旧社会主義圏諸国における法と社会——比較法視座による現状分析」と題する連続講演会を、2010年4月から、実施された。この連続講演会は、全7回に及び、全体で12名にのぼる数多くの学内外の研究者が講師として

招聘された。それは、20世紀に存立した「体制としての社会主義」を理論的に総括し、また、21世紀の旧社会主義圏諸国の現状を分析することを通じて、社会主義問題を究明するという企画であったが、そこには、「20世紀の社会主義の理論的な総括」はまだ終わっておらず、そして、それなくして未来への展望は開けない、という早川先生のロマンに満ちた雄大な研究構想が裏打ちされていた。

早川先生は、この連続講演会の最終回である本年1月28日の講演会において、連続講演会の最後を飾って、総括講演をされる予定であった。その演題は「社会主義体制下のハンガリー1956年革命—— Lawful revolution の起点・切断・帰結」という、いかにも早川先生らしい挑戦的なテーマであった。そこでの "Lawful revolution" という切り口で、どのような総括と未来展望が語られる予定であったのか。それは、大いに関心のあるところであるが、もはや、それを拝聴する機会は永遠に失われてしまった。後に続く方々による研究の継続を期待するばかりである。

早川先生の一途で真摯な研究姿勢から、われわれが学ぶべきことは多い。比較法研究所としても、早川先生の比較法研究に対する研究意欲とその研究姿勢を永く記憶にとどめておきたいと思う。早川先生の、研究者としての、教育者としての、そして大学人としての、何時までも若々しかった情熱と真摯な研究姿勢に対し、深い敬意と追慕の念を捧げる次第である。

早川弘道先生のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の方々に對し心よりの哀悼の意を表します。